

産科医療施設等整備事業費補助金における留意事項

(1) 内示について

- ・ 本照会は事業計画を確認するもので、提出＝内示（補助事業の採択）ではありません。本計画を受け、改めて内示を行います。
- ・ 予算の制約があるため、提出された計画全てに対し内示が出るわけではありません。不採択となる場合もありますので、御承知おきください。
- ・ 内示前に事業の実施（入札、事業者との契約、機器の購入等）をした場合は、補助対象外となります。
- ・ 内示は例年夏～秋頃に行われていますが、時期がずれる場合があります。
- ・ 本補助金の補助率は2分の1ですが、内示額は、例年、2分の1より低くなっており（3分の1程度）、令和6年度の内示額も2分の1を下回る可能性がありますので、その可能性を十分に考慮した上、事業実施を検討してください。

(2) 事業計画書について

- ・ 事業計画の内容は、令和5年9月に行った要望調査と同様である必要はありません。提出していないものについても、新たに提出することは可能です。ただし、提出された計画額の合計が予算額を超過したときは、調整を行います。
- ・ 施設整備の場合、事業額200万円未満、設備整備の場合、1品につき20万円未満のものは補助対象になりませんので御注意ください。
- ・ 本計画書の提出後は、事業内容の大幅な変更や事業の取りやめはできません（※1）。本計画書の提出に当たっては内容を精査し、確実に実施できるもののみ提出してください。
- ・ 本事業計画の提出後、やむを得ず事業内容の変更が必要になった場合や、事業を取りやめる必要が生じた場合は、速やかに御連絡ください。

(※1) 設備整備の場合、メーカーや規格の変更は認められます。

購入する機器の変更（例：分娩監視装置→超音波診断装置に変更 等）は認められません。

(3) 事務手続について

- ・ 本事業を実施し、施設又は設備を整備する場合、当該施設又は設備の分娩を取り扱うための活用を令和6（2024）年度中に開始する必要があります（※2）。原則として、年度を跨ぐ事業の実施は認められません。
- ・ 事業額が一定額（施設整備：250万円、設備整備：160万円）を超える場合、入札を行う必要があります。また、この金額を下回る場合でも、複数の業者による見積合わせを行う必要があります。

- ・ 事業者の決定後は、契約書等の書類作成の必要があります。
- ・ 手続きの詳細については別添「産科医療施設等整備事業の手続きについて」を御覧ください。

(※2) 年度内に分娩を取り扱うために、完成した施設や納品された設備を実際に使用できる状態にする必要があります。

(4) 補助基準額について

- ・ 令和6年度の施設整備事業については、下表のとおり、補助基準額の変更が検討されています。今回御提出いただく事業計画書を作成する際は、「新単価（予定）」の欄に記載されている金額を用いてください。ただし、下表の内容は正式に決定されたものではありません。現在検討されている内容が変更になる場合もありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 令和6年度の設備整備事業については、現時点で、補助基準額等の変更は予定されていません。

種目等	構造	旧単価	新単価（予定）
分娩室、病室、 入所室	鉄筋コンクリート造	244,600 円	264,400 円
	ブロック造	213,600 円	230,900 円
	木造	244,600 円	264,400 円
宿泊施設	鉄筋コンクリート造	272,700 円	294,800 円
	ブロック造	238,600 円	257,900 円
	木造	272,700 円	294,800 円